

ケアンド松戸訪問看護ステーション
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕重要事項説明書

第1条（事業の目的）

地域医療福祉支援サービス株式会社が設置するケアンド松戸訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、療養状態・要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

第 2 条（指定訪問看護運営の方針）

- (1) 事業所が実施する事業は、利用者が療養状態・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の療養状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、病院、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 前 4 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条（指定介護予防訪問看護運営の方針）

- (1) 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- (2) 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問看護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を病院・指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、病院、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 前 4 項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条（事業の運営）

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の訪問看護師によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第5条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称：ケアンド松戸訪問看護ステーション

所在地：千葉県松戸市日暮六丁目3番地

固定電話：047-710-6722

ファックス：047-710-6723

第6条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し 遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)訪問看護師 常勤換算 2.5名 以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。訪問看護師は、訪問看護計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。

(3)リハビリ業務従事者

作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の資格を持ち、訪問リハビリテーション計画に基づき、サービスの提供にあたる。

第7条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2)営業時間：午前9時から午後6時までとする。

(3)サービス提供時間：午前9時から午後6時までとする。

(4)台風や大雪等の悪天候時及び地震等の天変地異が発生した場合は、利用者等に連絡の上で訪問日時を変更する場合がある。

(5)土曜日、日曜日、祝日、12月30日から1月3日及びサービス提供時間外の訪問に関しては、応相談とする。

(6)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間対応が可能な体制とする。

第8条（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等）

(1)指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、医療・介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その割合に応じた支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

(2)指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その割合に応じた支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

(3)通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 通常の事業実施地域を超えた所から片道 10 キロメートル未満 0 円

② 通常の事業実施地域を超えた所から片道 10 キロメートル以上 500 円

(4)支払方法：毎月、20 日までに前月分のご請求を致しますので、27 日までに次の方法によりお支払い下さい。

① 自動口座引き落とし

契約者ご本人またはそのご家族等がお持ちの金融機関の口座から月一回引き落とします。

※入金確認後、領収証を発行致します。

(5)指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(6) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(7) サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、衛生材料等の費用は、利用者負担となります。

第 9 条（キャンセル料）

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（連絡先 047-710-6722）

ご利用日前日の午後 6 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日前日の午後 6 時までにご連絡がなかった場合	全額

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区・江戸川区・三郷市とする。

なお、松戸市以外のエリアは原則、事業所から 7km 圏内を対応エリアとし、それより以遠の場合は応相談とする。

第 11 条（衛生管理等）

訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

第 12 条（緊急時等における対応方法）

- （１）指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- （２）指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、病院、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- （３）利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 13 条（苦情処理）

- （１）指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- （２）事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （３）事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦 情 相 談 先：TEL：047-710-6722

FAX：047-710-6723

担当者：石 澤 利 章

対 応 時 間：9:00 ～ 18:00（事業所営業時間内）

その他、お住まいの市区役所および国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等できます。

千葉県国民保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係	043-254-7428
松戸市	介護保険課	047-366-7067
市川市	介護保険課	047-704-0282
柏市	介護保険課	047-167-1135
鎌ヶ谷市	高齢者支援課高齢者福祉係	047-445-1375
船橋市	介護保険課	047-436-2302
流山市	健康福祉部介護支援課	047-150-6531
東京都国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	03-6238-0177
葛飾区	介護保険課	03-3695-1111
江戸川区	介護保険課	03-5662-0061
埼玉県国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	048-824-2568
三郷市	ふくし総合支援課	048-953-1111

第 14 条（個人情報の保護）

- （1）事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- （2）事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での療養及び介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第 15 条（虐待防止に関する事項）

担当者：石澤 利章

- （1）事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修
 - ④措置を適切に実施するための担当者の設置
- （2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 16 条（業務継続計画の策定等）

- （1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うものとする。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

- （1）事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
 - ③ 男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の整備、従業員へ周知・啓発の実施
- （2）従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- （3）事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- （4）事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- （5）この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は地域医療福祉支援サービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 18 条（お客様へのお願い）

サービス利用の際には、医療保険証または介護保険被保険者証と介護保険負担割合証、居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

訪問看護料金表及び確認書(介護保険)

1. 介護報酬料金(松戸市:5 級地:掛率 10.70)

契約 の 有無	訪問看護費（単位）	所要時間		金額	ご利用者 負担金 （１割）	ご利用者 負担金 （２割）	ご利用者 負担金 （３割）
☐	訪問看護 1 (314 単位)	20 分未満		3,359 円	335 円	671 円	1,007 円
☐	訪問看護 2 (471 単位)	30 分未満		5,039 円	503 円	1,007 円	1,511 円
☐	訪問看護 3 (823 単位)	30 分以上 60 分未満		8,806 円	880 円	1,761 円	2,641 円
☐	訪問看護 4 (1128 単位)	60 分以上 90 分未満		12,069 円	1,206 円	2,413 円	3,620 円
☐	訪問看護 5【リハビリ】 (294 単位)	20 分	一週間に 120 分が 限度	3,145 円	314 円	629 円	943 円
☐	訪問看護 5-2【リハビリ】 (588 単位)	40 分		6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円
☐	訪問看護 5-2 超【リハビリ】 (795 単位)	60 分未満		8,506 円	850 円	1,700 円	2,550 円
☐	予防訪問看護 1 (303 単位)	20 分未満		3,242 円	324 円	648 円	972 円
☐	予防訪問看護 2 (451 単位)	30 分未満		4,825 円	482 円	965 円	1,447 円
☐	予防訪問看護 3 (794 単位)	30 分以上 60 分未満		8,495 円	849 円	1,699 円	2,548 円
☐	予防訪問看護 4 (1090 単位)	60 分以上 90 分未満		11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円
☐	長時間訪問看護加算 (300 単位)	90 分以上で加算		3,210 円	321 円	642 円	963 円
☐	初回加算(Ⅰ) (350 単位)	退院日初回訪問時		3,745 円	374 円	749 円	1123 円
☐	初回加算(Ⅱ) (300 単位)	初回訪問時		3,210 円	321 円	642 円	963 円
☐	退院時共同指導加算 (600 単位)	(該当者)初回訪問時		6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
☐	特別管理加算 (Ⅰ) (500 単位)	毎月 1 回		5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円
	〃 (Ⅱ) (250 単位)			2,675 円	267 円	535 円	802 円
☐	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (600 単位)	毎月 1 回		6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
☐	複数名訪問加算Ⅰ (254 単位)	30 分未満(看護師等)		2,717 円	271 円	543 円	815 円
☐	複数名訪問加算Ⅰ (402 単位)	30 分以上(看護師等)		4,301 円	430 円	860 円	1,290 円
☐	複数名訪問加算Ⅱ (201 単位)	30 分未満(看護補助)		2,150 円	215 円	430 円	645 円
☐	複数名訪問加算Ⅱ (317 単位)	30 分以上(看護補助)		3,391 円	339 円	678 円	1,017 円
☐	ターミナルケア加算 (2500 単位)	死亡月 1 回		26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円
☐	処遇改善加算	加算率 1.8%					

※料金は 1 回訪問料金ですが、1 ヶ月の合計単位数から計算した場合、小数点以下を切り捨てますので多少の誤差が出ます
 ※准看護師が訪問した場合は、訪問看護 1～4 の料金の 90%となります。

※理学療法士等が訪問した場合は、訪問看護 5 の料金となります。但し、1 日 3 回以上利用した場合は 5 の料金の 90%となります。

※事業所の理学療法士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を越えており、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を算定していない場合 8 単位減算します。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※表中の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。

※訪問開始時間により夜間(18 時～21 時 59 分)早朝(6 時～7 時 59 分)は 25%加算・深夜(22 時～翌 5 時 59 分)50%それぞれ加算させていただきます。

※当事業所と同一の建物若しくは同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、前頁金額 90/100 となります。

当事業所と同一建物若しくは同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は前頁金額の 85/100 となります。

2. 運営規定に定められたその他の費用

* 死後の処置料金は、¥12,000 + ¥3,000(材料費)で合計¥15,000 いただきます。

3. 通常のサービス提供を超える費用(ご利用者様負担 10 割)

区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合等、介護保険枠外のサービス料金です。その場合は、介護報酬の告知上の金額とさせていただきます。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	千葉県松戸市日暮六丁目 3 2 番地
	法人名	地域医療福祉支援サービス株式会社
	代表者名	代表取締役 石澤 利章 (印)
	事業所名	ケアンド松戸訪問看護ステーション
	説明者氏名	(印)

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

代理人	住所	
	氏名	続柄() (印)